

市第61号議案

損害賠償請求事件についての訴訟上の和解  
損害賠償請求事件について、次のように和解する。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

1 事件名 横浜地方裁判所平成21年（ワ）第3079号損害賠償請求  
事件

2 当事者

原告

鶴見区大黒ふ頭15番地

神奈川冷凍株式会社

代表取締役 新 井 達 也

中区山下町 278 番地の 2

株式会社キョクレイ

代表取締役 埜 田 一 雄

神奈川区守屋町 1 丁目 1 番地の 4

中外倉庫運輸株式会社

代表取締役 大 西 弘 文

東京都世田谷区若林 4 丁目14番32号

千代田冷蔵株式会社

代表取締役 白 川 喜代江

鶴見区大黒町 9 番 4 号

株式会社野口食品

代表取締役 野 口 昌 孝

東京都港区高輪 3 丁目19番15号

株式会社二葉

代表取締役 鈴木 宏

鶴見区元宮二丁目 1 番64号

妙高企業株式会社

代表取締役 藤 林 豊 明

中区海岸通 1 丁目 3 番地

横浜共立倉庫株式会社

代表取締役 鈴木 順 一

神奈川区守屋町 1 丁目 1 番地の 7

横浜冷凍株式会社

代表取締役 吉 川 俊 雄

被告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

利害関係人 神奈川区山内町11番地

株式会社八丁幸

代表取締役 吉 橋 佐千男

### 3 和解条項

- (1) 被告は、原告ら及び利害関係人（以下「原告ら」という。）  
に対し、それぞれ、別紙物件目録記載の各物件に対する固定資  
産評価に関する和解金として、別表記載の本件各差額税額相当  
額及び各遅延損害金並びに各弁護士費用の支払義務のあること  
を認める。
- (2) 被告は、原告らに対し、平成24年 1 月31日限り、前項の各金  
員を原告らの指定する預金口座に振込送金する方法により支払  
う。ただし、振込送金費用は、被告の負担とする。

- (3) 原告らは、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告らと被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

## 別表

	差額税額 相当額	遅延損害金	弁護士費用	損害金計
神奈川冷凍株式会社	6,876,067円	2,666,583円	288,794円	9,831,444円
株式会社キョクレイ	20,517,320円	7,956,770円	861,727円	29,335,817円
中外倉庫運輸株式会社	25,773,280円	9,995,075円	1,082,477円	36,850,832円
千代田冷蔵株式会社	4,875,738円	1,890,831円	204,780円	6,971,349円
株式会社野口食品	1,833,909円	711,196円	77,024円	2,622,129円
株式会社二葉	9,506,090円	3,686,530円	399,255円	13,591,875円
妙高企業株式会社	1,711,195円	663,601円	71,870円	2,446,666円
横浜共立倉庫株式会社	8,910,821円	3,455,666円	374,254円	12,740,741円
横浜冷凍株式会社 ※ 差額税額相当額は、別紙物件目録記載の物件9のうち、9-①の主たる建物、9-②の附属建物（符号6）及び9-③に係るものとして	54,643,761円	21,191,268円	2,295,037円	78,130,066円
横浜冷凍株式会社 株式会社八丁幸	2,160,174円	837,723円	90,727円	3,088,624円
総 計	136,808,355円	53,055,243円	5,745,945円	195,609,543円

## 物件目録

- 1 所 在 横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地の1  
家屋番号 15番の1の16

2

(1) 所 在 横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地の 1  
家屋番号 15番の 1 の17

(2) 所 在 横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地の 1  
家屋番号 15番の 1 の24

3 所 在 横浜市神奈川区守屋町 1 丁目 1 番地の 4  
家屋番号 1 番の 4 の 1

4 所 在 横浜市磯子区新磯子町15番地、16番地の 1 及び16番  
地の 3  
家屋番号 15番

5 所 在 横浜市鶴見区大黒町36番地の17  
家屋番号 36番の17

6 所 在 横浜市鶴見区大黒ふ頭 1 番地の 1  
家屋番号 1 番の 1

7 所 在 横浜市鶴見区元宮二丁目 769 番地の 4、769 番地の  
1、769 番地の 2 及び 769 番地の 3  
家屋番号 769 番の 4

8 所 在 横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地の 1 及び18番地  
家屋番号 15番の 1 の11

9

(1) (主たる建物の表示)

所 在 横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地の 1  
家屋番号 15番の 1 の 3

(附属建物の表示)

符 号 1

(2) (主たる建物の表示)

所 在 横浜市神奈川区守屋町 1 丁目 1 番地の 7

家屋番号 1 番の 7

(附属建物の表示)

符 号 2

符 号 5

符 号 6

符 号 7

(3) (一棟の建物の表示)

所 在 横浜市神奈川区山内町11番地

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 山内町11番の 5

(4) (一棟の建物の表示)

所 在 横浜市神奈川区山内町11番地

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 山内町11番の 4

提 案 理 由

損害賠償請求事件について、神奈川冷凍株式会社らと民事訴訟法に基づく訴訟上の和解をしたいので提案する。

参 考

事 件 の 概 要

1 昭和 44 年 3 月から  
平成 18 年 4 月まで

横浜市長は、鶴見区大黒ふ頭 15 番地の 1 所在の倉庫ほか 13 件の倉庫（以下「本件各倉庫」という。）に係る固定資産評価において、本件各倉庫の全部又は一部について、冷凍倉庫に係る経過年数に応ずる減点補正率（以下「経年減点補正率」という。）ではなく、一般用の倉庫に係る経年減点補正率を適用して、それぞれの価格を決定した。

横浜市鶴見区長らは、当該価格の決定を前提として、本件各倉庫を所有する原告ら及び利害関係人に対し固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を賦課した。

2 平成 18 年 7 月から  
平成 19 年 2 月まで

横浜市長は、他都市における本件各倉庫と同様の倉庫に係る固定資産評価において経年減点補正率の適用の誤りが判明したことを受けて、再調査を行い、本件各倉庫の全部又は一部について、冷凍倉庫に係る経年減点補正率を適用した価格に修正した。

横浜市鶴見区長らは、当該価格の修正を前提として、本件各倉庫に係る平成 14 年度から平成 18 年度までの各年度分の固定資産

税等について、賦課額を減額するとともに、原告ら及び利害関係人に対し過納金を還付することを通知した。

3 平成 21 年 6 月 18 日 原告らは、横浜市の固定資産評価を行った職員らが冷凍倉庫には一般用の倉庫とは異なる経年減点補正率が適用になるという認識を欠いたまま本件各倉庫を含む 18 件の家屋に係る固定資産評価を行ったことにより、固定資産税等を過大に徴収され、本件各倉庫に係る上記過納金を除いては還付されないままになっているとして、横浜市に対し、240,146,915 円の損害賠償を請求して横浜地方裁判所に訴えを提起した。

4 平成 21 年 8 月から  
平成 23 年 9 月まで 横浜市が応訴し、口頭弁論が進められたが、その後民事訴訟法に基づく訴訟上の和解の試みが裁判所により行われた。

5 平成 23 年 9 月 22 日 横浜市並びに原告ら及び利害関係人に対して、裁判所から、本件議案のとおり和解条項が示された。

#### 地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服

申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項省略）